

○なら健康長寿基本計画推進戦略会議規則

平成二十五年十月九日

奈良県規則第十五号

なら健康長寿基本計画推進戦略会議規則をここに公布する。

なら健康長寿基本計画推進戦略会議規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県附属機関に関する条例(昭和二十八年三月奈良県条例第四号)第二条の規定に基づき、なら健康長寿基本計画推進戦略会議(以下「戦略会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 戦略会議は、委員十四人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- 一 健康長寿の推進に関し十分な知識と経験を有する者のうちから知事が委嘱するもの
- 二 前号に掲げる者のほか、必要と認めて知事が委嘱するもの

(令五規則一〇・一部改正)

(任期)

第三条 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第四条 戦略会議に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、戦略会議を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(令五規則一〇・一部改正)

(会議)

第五条 戦略会議の会議は、会長が招集する。

2 戦略会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 戦略会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(令五規則一〇・一部改正)

(委員以外の者の出席)

第六条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第七条 戦略会議の庶務は、福祉医療部医療政策局健康推進課において処理する。

(平三〇規則三三・一部改正)

(その他)

第八条 この規則に定めるもののほか、戦略会議の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第三条の規定にかかわらず、平成二十七年三月三十一日までとする。

附 則(平成三〇年規則第三三号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則(令和五年規則第一〇号)

この規則は、公布の日から施行する。